

中小企業退職金共済制度に係る不正事案について

弊社は、平成26年12月22日に、中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」）の加入勧奨における不正事案（以下、「本事案」）につきまして、同日までに判明していた事実関係と対応方針を公表しておりましたが、今般、本事案に関わる契約の調査が全て完了しましたので、下記のとおり公表いたします。

弊社職員が本事案に関与したことは誠に遺憾であり、お客様、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下、「機構」）をはじめとする、関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

記

1. 事案概要

特定の元営業部長が安易に営業成績を水増しするため、管下の営業職員に対して不正な取扱いを繰り返し強く指示したことなどから、事業実態や雇用実態を伴わない中退共契約が締結され、また、退職金が不正に受給されました。

2. 最終結果

不正契約に関与した職員	営業部長1名、営業職員24名
不正契約の件数	被共済者数260名（事業主数65名）
不正に受給された退職金	被共済者数163名（事業主数37名）、計3,682万円

3. 弊社の対応

（1）機構に対する賠償

不正に受給された退職金相当額について、弊社は使用者責任を認め、機構にこれをお支払いいたしました。なお、弊社が賠償した金員については、本事案の関与職員に対し、その責任に応じて求償しております。

（2）中退共の新規加入勧奨活動の停止

本事案を踏まえ、弊社では中退共契約の新規の加入勧奨活動を停止いたしました。

（3）弊社関係者の処分

社内規定に基づき、関係役職員について、厳正に処分を実施いたしました。

弊社は、本事案を厳粛に受け止め、内部管理態勢や教育研修体系の一層の強化に取り組むとともに、お客様、機構をはじめとする関係者の皆様からの信頼回復に全社一丸となって努めてまいります。

以上

※平成26年12月22日付プレスリリース：<http://www.nissay.co.jp/news/2014/pdf/20141222.pdf>